

「実務修習運営委員会規程」の一部改正について

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
実務修習運営委員会

1. 改正の経緯

本会は、実務修習の実地演習において、適切な指導の実施を担保するため、必要に応じて、実地演習実施機関又は当該機関で指導を担う指導鑑定士に対して、実務修習業務規程第 13 条又は第 19 条の規定に基づき実地演習の実施内容及び実施方法に係る是正措置を図るものとしています。本会がこの是正措置を的確に行うためには、その前段階において、実地演習実施機関又は指導鑑定士に対して、実地演習に係る実施状況の調査が必要となります。ところが、現行規定において、その実施根拠となる規定がないことから、当委員会において調査を行うことができるよう、実務修習運営委員会規程を一部改正（条文の追加）のうえ、必要な要領の策定を行いました。

2. 主な改正のポイント

(1) 実務修習運営委員会規程の一部改正

- ① 第 9 条（実地演習の実施状況調査）を新設し、当委員会において、実地演習実施機関又は指導鑑定士に対して、実地演習に係る実施状況の調査を行うことができる旨を記載する。
- ② 第 9 条以降の条数の繰り下げ。

(2) 「実地演習実施機関等に対する実地演習に係る実施状況調査要領」の策定（参考）

改正後の実務修習運営委員会規程第 9 条の規定に基づく実地演習の実施状況調査を行うため、その具体的な調査体制、調査方法及び調査項目等を定めた要領を策定する。

3. 参 考

実務修習業務規程

（実地演習の実施内容及び実施方法に係る是正措置）

第 13 条 本会は、実地演習実施機関が第 27 条に規定する実地演習の実施内容及び実施方法によらないで実地演習を実施しているときその他不適正な実地演習を実

施しているときは、期間を定めて、適正な実地演習を実施するよう是正を促すものとする。

(指導者等に係る是正措置)

第 19 条 本会は、指導者等が次の各号のいずれかに該当しているときその他不適正な実務修習を実施しているときは、期間を定めて、適正な実務修習を実施するよう是正を促すものとする。

- 一 実務修習を公正に実施していないとき。
- 二 実務修習を施行規則*第 10 条第 8 号、第 9 号、第 11 号及び第 12 号に規定する実施基準に適合する方法により実施していないとき。
- 三 実務修習を公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会実務修習業務規程（以下、「本規程」という。）に定める方法により実施していないとき。
- 四 実務修習における指導態度が著しく不適切であるとき。
- 五 指導者等として品位を辱める行為があったとき。

※ 施行規則…「不動産の鑑定評価に関する法律施行規則」を指します。

以 上